

名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、在宅の高齢者の日常生活を容易なものとするため、予算の範囲において電磁調理器等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象者)

第 2条 給付の対象者（以下「対象者」という。）は、65歳以上で在宅の本市の住民であって、次の各号のいずれかに該当し、自宅に適当な用具を有しないものとする。

- (1) ねたきりの者（食事・入浴・排泄等に、一部又は全面的に介助を要する者）
- (2) ひとり暮らしの者
- (3) 高齢者世帯又はこれに準ずる世帯

(用具種目等)

第 3条 給付をすることのできる用具の種目、性能及び限度額等に関する基準は、別表のとおりとする。

2 別表に定める耐用年数内は原則再給付しない。

(給付の申請)

第 4条 用具の給付を受けようとする者は、高齢者日常生活用具給付申込書（第 1号様式。以下「申込書」という。）に用具の見積書を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 前項の見積書は、名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱により登録された業者（以下「取扱業者」という。）が作成した見積書とする。

(費用負担)

第 5条 用具の給付を受ける者は、別表に定める限度額又は用具の価格のいずれか低い額の10/100に相当する額（円未満の端数は切り捨てる。以下「自己負担額」という。）を負担しなければならない。ただし、生活保護の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）による支援給付を受給している世帯の自己負担額は 0円とする。

(給付等の決定)

第 6条 市長は、第 4条に規定する申込書の提出を受けたときは、対象者の経済状況、身

体状況、家庭環境及び住宅環境等を実地調査等の方法により、調査書（第 2号様式）を作成し、用具の給付の適否、種目、型式及び自己負担額を決定するものとする。

2 市長は、前項に基づき、用具の給付を行うことを決定したときは、申請者に対して高齢者日常生活用具給付券（第 3号様式）により、また、用具の給付を行わないことを決定したときは申請者に対して却下決定通知書（第 4号様式）により、その旨をそれぞれ通知するものとする。

3 市長は、前項により用具の給付を行うことを決定したときは、申込書に添付された見積書を作成した取扱業者に対して高齢者日常生活用具給付委託書（第 5号様式）により通知するものとする。

（費用支払）

第 7条 用具の給付の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、取扱業者に高齢者日常生活用具給付券を提出し、第 5条第 1項の規定により定められた自己負担額を、用具の引き渡しの時に取扱業者に支払うものとする。

2 用具の価格が別表に定める限度額を超えるときは、その超える額を利用者が前項の自己負担額の支払いに合わせて負担するものとする。

（費用請求）

第 8条 取扱業者は、利用者に用具を納付したときは、市長にその者に係る高齢者日常生活用具給付券を添付し、本市の負担する額を請求するものとする。

2 前項の本市の負担する額は、別表に定める限度額又は用具の価格等のいずれか低い額から前条第 1項に規定する自己負担額を減じた額とする。

（用具管理）

第 9条 利用者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならないものとする。

2 利用者が前項に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部をその者から返還させることができるものとする。

（台帳整備等）

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、高齢者日常生活用具給付台帳（第 6号様式）を整備して置くものとする。

2 市長は、用具の適正な使用及び管理が図られるように家庭訪問等により指導に努めるものとする。

(補足)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年 1月16日から施行する。

(略)

附 則

この要綱は、昭和55年 7月 1日から施行する。

(略)

附 則

この要綱は、平成元年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 5年 7月 1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に平成 4年 4月 1日から平成 5年 3月31日までの間に旧要綱に基づいて電磁調理器の給付を申請し決定を受けた者のうち、平成 5年 7月 1日現在において、新要綱第 2条に定める要件を満たしている者に対しては、平成 5年 9月30日までの間、付属品（鍋 3点セット及びケトル）のみの給付を申請に基づき行うことができるものとする。

- 3 前項の付属品の給付にかかる価格については、要綱別表 1による付属品がある場合の価格から付属品がない場合の価格を差し引いた12,978円とし、給付にかかる経費については全額本市の負担とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱に基づいて移動用リフトの貸与を受けている者が、平成 6年 4月 1日現在において、新要綱第 2条に該当するときは、旧要綱における型式及び貸与月額において申請書及び見積書が提出され、貸与の決定がされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 7年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定に基づいて作成されている様式はこの要綱の改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定に基づいて作成されている様式はこの要綱の改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定に基づいて作成されている様式はこの要綱の改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定に基づいて作成されている様式はこの要綱の改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書は、この要綱による改正後の名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書は、この要綱による改正後の名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申込書は、この要綱による改正後の名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3年 1月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表

高齢者日常生活用具基準表

対 象 者	種 目	性 能	限 度 額	耐用 年数	備 考
ねたきり高齢者又は 災害時に直ちに脱出 が困難なひとり暮らし高齢者	火災警報器	屋内の火災を煙により感知し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	13,000円 (2個給付)	8	(共同住宅、平屋)
			19,500円 (3個給付)	8	(上記以外)
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。	25,000円	10	
ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯若しくはこれに準ずる世帯	電磁調理器	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	17,000円	7	

備考 (1) 上記の限度額には消費税額を含む。

(2) 取付工事費用を必要とする種目についてはその費用を含む。

(3) 用具の価格が上記限度額を超えるときは、その超える額を第 5 条第 1 項に定める自己負担額と合わせて利用者が負担する。

(4) 共同住宅で複数階使用する形態の場合、火災警報器の限度額は19,500円とする。